

**「福島県土砂等の埋立て等の規制に
関する条例施行規則」で定める
土砂等の安全基準の制定について
いただいた御意見等への対応**

令和 7 年 7 月 11 日
福島県水・大気環境課

いただいた御意見への対応 (福島県環境審議会 (令和7年5月27日開催))

No.	資料番号	いただいた御意見	委員	対応 (県水・大気環境課)
1-1	資料番号 2-4	<p>(事前意見)</p> <p>資料2-4に掲げられる対象物質および安全基準は、土壤汚染対策法に準拠した物質および環境基準の定められる1,4-ジオキサンを対象としている。一方、「銅」は土壤汚染対策法の対象外であるが、農作物の生育への影響から125mg/kg未満の環境基準値が農用地(田に限る)で定められている。他自治体における安全基準では銅を対象とする事例が散見されるが、本県では不要か。</p>	熊本委員	<p>「銅」については、環境基準において農地にのみ適用される基準であるため、安全基準の項目とはしていませんでしたが、農地での土砂等の埋立て等も想定されることから当該項目を安全基準に追加します。</p>
1-2	資料番号 2-4	<p>(環境審議会時の意見)</p> <p>「砒素」は農作物の生育への影響から15mg/kg未満の環境基準値が農用地(田に限る)で定められているが、農地での土砂等の埋立て等が想定されるのであれば、安全基準に追加するべきではないか。</p>	熊本委員	<p>「砒素」については、一般的な土地に適用される基準を安全基準としていましたが、農地での土砂等の埋立て等も想定されること及び土壤の汚染に係る環境基準設置時の考え方である「土壤の食料を生産する機能を保全する」を鑑み、「銅」と同様に当該項目について農用地に係る基準を安全基準に追加し、基準値を「土壤1キログラムにつき15ミリグラム未満」とします。</p>

いただいた御意見への対応（福島県環境審議会（令和7年5月27日開催））

No.	資料番号	いただいた御意見	委員	対応（県水・大気環境課）
2-1	資料番号 2-4	<p>（事前意見）</p> <p>「ダイオキシン類」もまた土壌汚染対策法の対象外であるが、ダイオキシン類対策特措法において土壌に対し1000pg/TEQ/gの基準値がある。本県においては、同法に基づく調査がなされ、また事業者においては費用負担が増大することが予想される。他自治体における安全基準ではダイオキシン類を対象とする事例が散見されるが、本県では不要か。</p>	熊本委員	<p>ダイオキシン類は発生源が限定的であり、これまで「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排出規制や各自治体により発生源周辺の土壌の調査がなされてきていることから、ダイオキシン類に汚染された土砂が搬入されるリスクは極めて低いと判断されるため、土砂条例による規制は不要と考えております。</p>
2-2	資料番号 2-4	<p>（環境審議会時の意見）</p> <p>熊本委員のからの御意見への対応（No. 2-1の対応欄）に、他自治体における安全基準の状況も加えてほしい。</p>	沼田委員	<p>条例で土壌の安全基準を制定している19府県のうち、ダイオキシン類を対象としているのが4県あり、4県においてダイオキシン類を対象とした理由等は以下のとおりです。</p> <p>静岡県：熱海市の事例（大規模な土石流災害）を受け、より入念的に項目を設定。</p> <p>他3県：ダイオキシン類対策特別措置法の施行年度（平成12年度）前後に条例が制定されていることから、ダイオキシン類について法規制前であるため、条例の基準により、規制を加えたものと推定されます（ただし、条例の制定が平成16年度以前であるため詳細は不明）。</p>